① 断熱等性能等級の変更の取扱い

	変更内容		計算書 (外皮計算)	取扱いの区分
・評価書に数値の表記がある場合 (UA値、ηA値)	すべて		要	変更設計
・評価書に数値の表記がない場合 (UA値、ηA値)	<u>すべての変更</u> が同等又は安全側※1		不要	変更申告
	上記以外(配置変更に伴う方位変更を含む)		要	変更設計

② 一次エネルギー消費量等級の変更の取扱い

	外皮断熱性能	設備性能	計算書	取扱いの区分
・評価書に数値の表記がある場合 (床面積当たりの設計一次エネルギー消費量)	変更有り	変更有り	要	変更設計
		変更無し	要	変更設計
	変更無し	変更有り	要	変更設計
・評価書に数値の表記がない場合 (床面積当たりの設計一次エネルギー消 費量)	変更有り (同等又は安全側) ※1	変更有り(同等又は安全側)※2	不要	変更申告
		変更有り	要	変更設計
		変更無し	不要	変更申告
	変更有り	変更有り	要	変更設計
		変更無し	要	変更設計
	変更無し	変更有り(同等又は安全側)※2	不要	変更申告
		変更有り	要	変更設計

※1「同等又は安全側」とは以下の変更

・断熱構造の変更 断熱材の種類や厚さが変わるが、明らかに性能が同等以上である変更

・開口部の変更 熱貫流率の性能が同等以上である開口部(サッシ、ガラス、ドア等)への変更

同一面、同一性能の外壁にある同面積の開口部の移動(庇等による影響が無い場合に限る)

※2 「同等又は安全側」とは以下の変更

・設備性能 省エネ性能が同等以上である変更

太陽光発電の増設

注意変更の計算書が不要で変更申告とする場合でも、変更計算書が提出され、再審査を行う場合は変更設計の扱いになります。